

<p>請願番号</p>	<p>請願第50号</p>	<p>受理年月日</p>	<p>平成26年9月9日</p>
<p>請願の件名</p>	<p>川内原発再稼働に反対表明を求める請願</p> <p>【要旨】 宮崎県民の生命を守る避難計画すら作れない川内原発再稼働には、宮崎県議会として反対を表明してください。</p> <p>【理由】 2011年3月11日の東北地方太平洋沖地震・津波によって引き起こされた福島第一原発事故。約3年半たつのに今もなお、事故現場では被曝を重ねながらの収束作業。それでも汚染水は増え続け、溶け落ちた核燃料がどこにあるかも分かっていません。そして約14万人もの人々が、ふる里を追われた避難生活を余儀なくされ、心配されていた甲状腺ガンは公表されるたびに増え続けています。</p> <p>それにもかかわらず、規制基準審査に適合として、川内原発がいま全国トップをきって再稼働されようとしています。指摘され続けてきた甕海峡から原発方向へ延びる活断層評価問題、甘い評価の地震動、予知出来ない巨大カルデラ噴火、核燃料が溶け落ちる時の水素爆発や水蒸気爆発の危険性、避けられない被ばく労働など大問題を切り捨てての適合です。本来なら規制基準と避難計画は車の両輪のはずですが、避難計画は審査の対象外です。</p> <p>はっきりしているのは、適合と言っても、田中原子力規制委員会委員長自ら「安全とは私は申し上げられない」が実態であり、安全性は担保されていません。川内原発で重大事故が起これば、風下になりやすい宮崎県は壊滅的被害を受けます。まさに「被害地元」です。今まで、川内原発そばから、放射能に見立てた風船が何度も放流されてきました。そのたびに数時間で風船は宮崎県に落下し、3時間後には高原町、3時間半後には都城市で拾われたこともあります。また、原発避難を考える緊急署名の会では、宮崎県知事・県議会議長宛の署名（33,138筆）にあわせて、川内原発からの放射性物質拡散試算図（環境総合研究所／チラシ添付）を発表してきました。それによれば、西寄りの風の時には、宮崎県は全く放射能の中です。川内原発は、宮崎県境まで最短54km、宮崎市中心部へは約120kmです。大飯原発運転差止め判決では、「原発から250km圏内の住民に具体的な危険があり人格権が侵</p>		

害される」としました。

実際に事故が起これば、県民はどこに逃げ、どのように生活していけばいいのでしょうか。子どもや妊産婦、入院患者や施設のお年寄り、保育園や幼稚園、小中学校や他の学校等どのようにすればいいのでしょうか。福島県大熊町双葉病院では、避難中や避難後に50人もの人が亡くなりました。牛や豚や鶏はどうするのでしょうか。田んぼや畑、会社を連れて行くわけにはいきません。市役所も各支所も移さなくてはならなくなります。県庁さえ移さなくてはならないかもしれません。原発事故では、被ばくのリスクにさらされながら、生きていくための必要な生活基盤を失い、最悪、ふる里に帰れない一方通行の避難となります。また、仮に原発から50km付近までしか汚染されなかった場合でも、避難者受け入れの問題が生じます。1日、2日ならともかく、数週間、数年ともなれば、避難場所や財政負担など深刻な問題が生じます。

「年内再稼働か」と言われる今でも、宮崎県民の生命を守る避難計画も他所からの避難者の受け入れ体制も具体化されていません。仮に避難計画等を作ってみたとしても、実効性があるとは思えず、県民に莫大な負担がのしかかるばかりです。よって、宮崎県議会として川内原発の再稼働に反対の表明をされるように強く求めます。

紹介議員	前屋敷恵美　鳥飼　謙二　　関師　博規
摘　　要	